

東日本大震災に関する特別要請書

北海道東北六県町村会協議会

東日本大震災に関する特別要請書

東日本大震災の発生から13年が経過したが、今なお多くの人々が避難生活を余儀なくされており、被災者の生活再建に対する支援、こころのケア、コミュニティの再生など早急に解決すべき多くの課題が山積している。

被災町村は、国、都道府県及び全国の関係市町村等と緊密な連携を図りながら、復旧・復興に向けての取り組みを進めているが、国と地方は総力を挙げて復旧・復興支援の強化を加速していかなければならない。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響は未だに甚大であり、一日も早い真の事故収束が強く望まれている。

つきましては、国の責任の下、復旧・復興に向けた財政措置や放射性物質の除染、健康被害防止対策、損害賠償等の確実な実施など、復旧・復興のために必要な課題解決に向けて、次に掲げる事項を速やかに実現されるよう強く要請する。

令和6年8月

北海道東北六県町村会協議会
会長 棚野孝夫



要 請 事 項

I 復旧・復興対策

1. 復旧・復興に必要な財源の確保等	1
2. 復興特区制度の柔軟な運用	1
3. 被災者の生活再建に対する支援	1
4. 文教環境の復旧・復興支援	2
5. 農林水産業の復旧・復興支援	2
6. 復興事業としての社会資本整備等の促進	3
7. 被災企業等への支援と雇用の創出・確保	3
8. 観光復興に向けた支援策の拡充	3
9. 復興推進のための体制強化等	4
10. 東北復興のための国際プロジェクト等の誘致	4

II 原子力災害対策

1. 復興を加速化させる取り組み	5
2. 福島第一・福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組み	5
3. ALPS処理水の海洋放出に関する責任ある対応	6
4. 避難地域の復興・再生	7
5. 被災者の生活再建、生業の再生	8
6. 風評払拭・風化防止	10
7. 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進	11
8. 復興を支えるインフラ整備及び環境回復に向けた取り組み	11
9. 被害の実態に見合った的確かつ迅速な損害賠償の実施	12

I 復旧・復興対策

1. 復旧・復興に必要な財源の確保等

- (1) 第2期復興・創生期間においても、復興の総仕上げに向けた事業の実施に対する予算を確実に措置すること
- (2) 放射能除染対策や被災者支援に係る予算等について引き続き確実に措置するとともに、今後のまちづくりの進捗状況に応じ、住民生活の安定につながるソフト事業をはじめとする各種事業や地域経済の振興に向けた事業を継続して実施できるよう、自由度の高い財源措置の充実を図ること
- (3) 復興事業で整備した施設等について、維持管理・更新に対する財政措置を講じるとともに、弾力的な運用を図ること

2. 復興特区制度の柔軟な運用

被災地の復興完遂に向け、規制・手続等の特例、税制・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効な活用を図るなど、柔軟な運用を継続すること

3. 被災者の生活再建に対する支援

- (1) 復興の進展に伴って生じる課題に柔軟に対応できるよう被災者支援総合交付金を継続すること
- (2) 被災者に対する医療、福祉サービスを継続的に提供する体制の整備及び心のケアについて支援を継続するとともに、制度を拡充強化すること
特に、被災した親の精神的不安が子どもの心の発達障害として出現する傾向にあることから、実情及び事業の進捗に応じた、きめ細やかな手厚い支援を講じること
また、「心の復興」事業について継続・充実を図ること
- (3) 被災自治体を実施する「地域コミュニティの再構築」にかかる施策に対し、進捗状況に応じた財政支援を含む柔軟な支援を継続・強化すること

- (4) 災害援護資金の債権回収が困難となっている事例が多数発生していることから、阪神・淡路大震災の特例に倣い、自治体の支払猶予をもって国の履行延期の特約が適用されるよう、早期に必要な政令を改正すること

また、債権回収に向けた自治体個々の取り組み経費が増加していることから、財政措置を講じること

4. 文教環境の復旧・復興支援

- (1) 震災孤児・遺児をはじめ被災した児童生徒の心のケア及び学習支援等に柔軟に対応するため、教職員の中・長期的な加配措置を継続するとともに、スクールカウンセラー等の配置や、就学支援等に対する財政措置を継続すること

5. 農林水産業の復旧・復興支援

- (1) 水産加工業者の販路の回復の促進、販路の拡大、経営力強化、安全実証への支援のため、水産業復興販売加速化支援事業を推進するとともに拡充強化すること

- (2) 海底ガレキの撤去作業は進んだものの、新たなガレキが現在も発見され、操業の妨げとなっているが、ガレキの調査及び撤去に関する費用については市町村の負担となっていることから、負担軽減対策を講じること

また、ガレキが存在する海域における漁業の生産性向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入、新たな漁法への転換等に係る試験的操業によって生じる漁業コストに対して支援対策を強化すること

- (3) 韓国の輸入規制により大きな被害を受けているホヤについては、国内外における消費拡大に対する積極的な支援を行うこと
- (4) 主力魚種の資源回復に取り組むとともに、新たな増養殖技術の開発・導入、漁業者等の収入安定対策など、あらゆる手段を講じて水産業の復興を図ること

6. 復興事業としての社会資本整備等の促進

- (1) 公共インフラの整備等のハード事業については、住民の安全・安心を確保するため、迅速に事業を完了させる必要があることから、事業が完了するまでの間、支援を継続すること
- (2) 被災地の早期復興に向けて、被災沿岸地域と内陸部を連絡する道路について、引き続き整備すること
- (3) 被災地における持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けて、住民の重要な生活の足であるバス路線の維持を図るための支援を講じること
- (4) 移転元地の利活用をより一層進めるため、復興まちづくりの拠点及びその周辺地域において町村が行う移転元地の集約や整地に係る事業に対し、支援を講じること
また、半島・沿岸部では都市計画区域外の土地や非農地が大半であることから、現制度と同等程度の新たな手法を新設すること
- (5) まちのにぎわい創出に向けて、まちの将来イメージの提示や住宅地・商店街の空き区画の情報提供、マッチングの取り組みなど、被災町村の取り組みに対する支援を講じること

7. 被災企業等への支援と雇用の創出・確保

- (1) 地域の資源を活用した産業振興やエネルギー関連などの新たな分野への企業誘致を支援し、雇用を創出するなど、引き続き重点的かつ戦略的に産業復興を支援すること
- (2) 被災中小企業は、まだまだ再建途上にあることから、中小企業等グループ施設等復旧整備事業を継続するとともに、要件緩和など地域の実情を踏まえ制度の充実を図ること

8. 観光復興に向けた支援策の拡充

- (1) 被災地の観光地づくりが軌道に乗り、誘客の定着が図られるまでの間、引き続き総合的な支援措置を講じること
また、海の魅力を発信するブルーツーリズム推進に対する支援を強化すること

- (2) 「復興ツーリズム」など、震災の教訓と復興状況を体験できるプログラムは、今後の防災・減災対策にも資することが期待されることから、引き続き積極的な支援策を講じること
- (3) 東日本大震災の記憶と教訓を後世へ継承していくため、福島県復興祈念公園の整備を促進するとともに、被災各地の追悼施設、震災遺構、伝承施設の整備に対し積極的な支援策を講じること
また、これら施設の維持管理に対し、積極的な支援策を講じること

9. 復興推進のための体制強化等

- (1) 復旧・復興の進捗に伴い、津波浸水地域等の換地業務に精通した技術職等、専門的知識や技能を有する技術系職員確保は今後とも重要な課題であることから、全国の地方公共団体、国等関係機関による人的支援を継続・強化するとともに、復興が完了するまで全面的な財政措置を継続すること

10. 東北復興のための国際プロジェクト等の誘致

- (1) 東北の復興に大きな役割を果たす事業として、国際リニアコライダー（ILC）による国際プロジェクトや国際研究機関等を積極的に誘致すること

Ⅱ 原子力災害対策

1. 復興を加速化させる取り組み

第2期復興・創生期間において、財源フレーム決定後に新たに生じた課題や多様なニーズに対応するための経費の増大、さらに物価高騰の影響を踏まえ、事業執行に支障が生じないように、必要に応じて財源フレームの見直しを行うこと

また、第2期復興・創生期間後においても、福島復興に引き続き国が前面に立って取り組むとともに、切れ目なく安心感をもって中長期的に復興を進めることができるよう、十分な財源と枠組み、復興を支える制度をしっかりと確保すること

2. 福島第一・福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組み

(1) 廃炉に向けた取り組みについては、中長期ロードマップ等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組み、そして確実に結果を出すこと

(2) 使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業に向け、現場におけるリスク管理を徹底させ、周辺環境に影響を与えることのないよう、指導・監督すること

また、中長期ロードマップに処理・処分方法が明記されていない使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること

(3) 設備の老朽化や管理に伴うトラブルが相次いで発生していることから、未然防止の観点に立って設備等の保守管理を徹底させるとともに、現在保管されている廃棄物について、放射性物質が飛散・流出することのないよう、管理の徹底や屋外一時保管の解消に向けた取り組みを計画的に進めるよう、指導・監督すること

また、頻発する自然災害に備えるため、地震・津波対策等の設備の信頼性向上に更に取り組むこと

(4) 廃炉作業を担う作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善や労働災害の防止対策の実施による、作業員が安定的に、安心して働くことのできる環境の整備を求めるとともに、国も一体となって取り組むこと

- (5) 福島第二原子力発電所の廃炉については、福島第一原子力発電所の廃炉と併せ、安全かつ着実に進めること

また、原子力政策を進めてきた国の責任として、使用済み燃料の処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること

- (6) 東京電力による相次ぐ不祥事やトラブルに地域住民の不安と不信が高まっていることから、安全・安心の確保を基本姿勢とした厳格な指導・監督を徹底するとともに、地域住民の不安が軽減されるよう適時適切な情報提供を行わせること

3. ALPS処理水の海洋放出に関する責任ある対応

- (1) 処理水の海洋放出においては、処理過程の透明性を確保したうえで確実に実施するとともに、地元関係者等の立会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること

また、希釈放出設備の安全性の向上やトラブルの未然防止に努め、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止すること

- (2) 処理水の海洋放出は、廃炉が完了するまでの長期間にわたることから、トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果に加え、処理水の測定結果や希釈放出設備の運転状況など、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うこと

また、IAEA等の国際機関と連携し、第三者による監視と透明性の確保に努め、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、国内外の理解醸成に向け、不断の取り組みを行うこと

- (3) 処理水の海洋放出による風評を発生させないよう、農林水産業や観光業をはじめとする幅広い業種に対する万全な風評対策に責任をもって取り組むとともに、対策の効果などを確認し、支援内容の見直しや追加対策を柔軟に講じること

また、中国等による輸入規制強化の影響を受けている水産業について、将来にわたって生業を継続し、次世代へ確実に繋いでいけるよう必要な対策を徹底的に講じること

- (4) 対策を講じても風評被害が発生した場合には、国が最後まで責任をもって、迅速かつ確実な賠償を東京電力に行わせること

- (5) 処理水の元となる汚染水の発生量については、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、さらなる低減に向けて、様々な知見や手法を活用し、更なる抑制に向けて取り組むこと
- (6) トリチウム分離技術の確立に向け、世界の英知を結集させ、総力を挙げて取り組むこと

4. 避難地域の復興・再生

- (1) 復興の状況や直面する課題は、避難指示等のあった町村ごとに異なることから、一律の復興施策ではなく、復興のステージに応じたきめ細かな対応を図ること
- (2) 原子力災害における国の責務として、様々な機会において地元の意見を丁寧に聞きながら、新たな課題にしっかりと対応し、避難地域12市町村の将来像の具現化に向けた中長期的な取り組みを支援すること
- (3) 特定復興再生拠点区域（以下、「拠点区域」）の機能強化を促進させるため、復興拠点施設の整備に対する継続した支援や農地の荒廃抑制及び再生のための支援等十分な財政措置を含め、その充実を図ること
- (4) 拠点区域の整備によって生じた放射性濃度の高い建設発生土の現場保管が続いていることから、速やかに中間貯蔵施設へ搬入できるようにすること
- (5) 特定帰還居住区域の早期の避難指示解除に向け、避難が長期化したことによる住民の個別の事情や地元自治体の意向を十分考慮しながら、必要な除染等の予算を十分に確保し、帰還意向のある全ての住民が一日も早く帰還できるよう責任を持って取り組むこと
- (6) 帰還意向のある住民が故郷で安全・安心に暮らすためには自宅周辺の農地の除染が必要であるほか、営農再開を目的とした住民、生きがいのための農業再開を目指す住民も少なからずいることから、農地の取扱いについて格別の配慮を行うこと
- (7) 特定帰還居住区域のインフラ整備に伴い発生する高線量の土壌等について、復興の妨げとなることがないように、事業実施前に除染を行うなど国が責任をもって必要な措置を講じること
- (8) 帰還意向のない住民の土地・家屋等の扱いや避難指示の長期化に伴い経年劣化が進んでいる道路・河川等の施設更新等の課題について、引き続き、地元町村と真摯に協議を重ね、その意向を十分踏まえながら方針を示し、帰還困難区域全ての避難指示解除に向けて最後まで責任をもって取り組むこと

- (9) 全ての被災町村が原子力災害からの復興を成し遂げるため、復興加速を目的とする生活環境向上等対策（帰還・移住等環境整備交付金）、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（子ども元気復活交付金）等を推進する福島再生加速化交付金について、長期的かつ十分な予算を確保すること
- (10) 避難指示が解除された市町村への移住・定住の促進や交流・関係人口の拡大に向けた予算を十分確保するとともに、魅力あるまちづくりへの支援を行うこと
- (11) 避難指示区域等を中心にイノシシ等野生鳥獣による農作物被害が増大しており、また、帰還した住宅付近でもイノシシが出没し、住民の帰還意欲の阻害要因にもなっていることから、更なる鳥獣被害防止対策を講じること
 - また、帰還困難区域においては、生息状況調査を踏まえ、捕獲目標を明確化したうえで、最大限の捕獲に取り組むこと

5. 被災者の生活再建、生業の再生

- (1) 被災者が、今後の生活の見通しを立てることができるよう、災害救助法に基づく応急仮設住宅（賃貸型応急住宅等を含む）から安定した住宅への円滑な移行支援をはじめとする生活再建に向けた避難元市町村の取り組みについて、引き続き制度面、財政面を含め総合的に支援すること
- (2) 避難生活の長期化に伴い被災者を取り巻く課題は個別化・複雑化しており、被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を継続していく必要があることから、相談・見守り、交流機会の提供、心のケア、子どもの健康支援など、様々な施策に取り組めるよう被災者支援総合交付金について長期的かつ十分な予算を確保すること
- (3) 原子力災害に伴う健康被害防止への取り組みに万全の措置を講じること
 - また、子ども・被災者支援法に基づき、被災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策を着実に推進すること
- (4) 医療機関の再開・新規開業等の支援及び医療従事者の確保、専門医療（人工透析や特定の診療科等）の確保など、避難地域等の医療供給体制の再構築に向け、中長期的に取り組むために必要となる予算を安定的かつ十分に確保するとともに、地域医療再生基金の柔軟な活用を認めること

- (5) 避難指示が解除された地域では、帰還者における高齢者の割合が高く、また、深刻な介護人材不足により必要な介護サービスの提供が難しい状況にあることから、介護職員等人材の養成・確保及び定着促進、介護保険施設や訪問介護事業所等に対する運営費支援等について、十分な財源を確保すること
- (6) 子供たちが通いたい、また、保護者が通わせたいと思えるような魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるため、避難地域12市町村における地域の特色を活かした魅力ある教育プログラムを開発するための経費について、継続的に予算を確保すること
- (7) 避難地域12市町村における商工業、農林水産業等の事業・生業の再建に向け、引き続き、国が主体的に関与し、(公社)福島相双復興推進機構に対する継続的な支援を確実に実施すること
- また、原子力災害被災事業者事業再開等支援事業及び原子力災害被災地域創業等支援事業について、中長期的に継続できるよう、十分な予算を確保すること
- (8) 避難指示区域の解除に伴い、現地に帰還して復旧に着手する企業等の増加が見込まれることから、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業を中長期的に継続するとともに、十分な予算を確保すること
- また、補助金を活用し導入した施設・設備の処分制限が事業転換を図ろうとする事業者の前向きな取り組みの妨げとなっているほか、廃業時にも処分制限が円滑な廃業を妨げているケースもあることから、被災事業者の実態に即した柔軟な運用を図ること
- (9) 帰還困難区域等への住民帰還や産業立地を促進させるため、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」について、令和7年度以降も募集を実施するとともに、事業完了期限を延長すること
- また、制度を継続するに当たり十分な予算を確保すること
- (10) 避難地域の営農再開を滞りなく進めるためには、地域の実情を踏まえた継続的な取り組みが不可欠であることから、営農再開関連事業を継続し、十分な予算を確保すること
- また、市町村を超えた広域的な高付加価値産地構想の実現をはじめとする営農再開を加速させるため、福島県高付加価値産地展開支援事業の予算を確保し、産地形成を支援すること

- (11) 福島県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び「福島新エネ社会構想」の実現に向け、再生可能エネルギー導入拡大、水素の社会実装の取り組みについて、継続的に支援策を講じること

また、カーボンニュートラルの実現に向け、系統負荷の少ない地産地消型エネルギーシステムの構築等に取り組むための必要な予算を引き続き確保すること

6. 風評払拭・風化防止

- (1) 風評払拭及び風化防止に向け、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、正確な情報発信を強化するとともに、農林水産物をはじめとした福島県産品の販路の回復・拡大や情報発信などの取り組みを市町村等が継続して取り組めるよう、必要な予算を十分確保すること

- (2) 農林水産物のモニタリングや産地の信頼性を獲得するGAP認証取得推進、福島県産農林水産物の魅力発信など、生産から販売に至る総合的な対策を実施する「福島県農林水産業復興創生事業」に必要な予算を十分確保すること

また、流通実態調査を継続するとともに、調査結果に基づいた流通関係者への指導・助言その他の必要な措置を引き続き講じること

- (3) 福島復興再生特別措置法（以下、「福島特措法」）に基づき、農産物等に対する輸入規制の撤廃等に向けた諸外国への働きかけなど、必要な措置を講じるとともに、外国人観光客の誘致等を強化すること
- (4) 我が国の農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、国内外の信頼回復を図るとともに、全面輸入停止措置を講じている中国や厳しい規制を続けている韓国など輸入規制を継続する「13の国と地域」に対し、規制を撤廃するよう、引き続き働きかけること
- (5) 全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る知識を正しく理解できるよう、放射線教育のための継続的な支援を行うこと

また、福島特措法に基づき、教育委員会や学校が行う取り組みへの支援をしっかりと行うとともに、いじめや風評、差別等を防止する教育を推進するため、全国の児童生徒が人権や命などに関する思いが深まるような道徳教育を推進すること

7. 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

- (1) 福島イノベーション・コースト構想（以下、「福島イノベ構想」）を一層推進し、震災・原発事故により甚大な被害を受けた福島県浜通りにおける産業の集積と交流人口の拡大、人材の育成を図るとともに、福島イノベ構想により生み出される成果を北海道・東北地域はもとより我が国全体へ波及させること
- (2) 福島イノベ構想を更に推進するため、福島国際研究教育機構については、世界に冠たる創造的中核拠点として、地域と連携し、世界最先端の研究開発や新産業の創出、人材育成等の機能を発揮できるよう、長期的・安定的な財源及び人員を十分確保すること
また、施設整備に当たっては、県・市町村のまちづくりと緊密に連携していくとともに、国際研究産業都市の形成を図るため、研究者が安心して生活できる周辺環境の整備に取り組むこと

8. 復興を支えるインフラ整備及び環境回復に向けた取り組み

- (1) 常磐自動車道「広野 IC～山元 IC 間」の4車線化として事業化された「広野 IC～ならは SIC 間」、「浪江 IC～南相馬 IC 間の一部区間」及び「相馬 IC～新地 IC 間」の早期完成を図るとともに、残る区間の早期事業化を図ること
また、(仮称)小高スマート IC について、早期整備が図られるよう十分な財源措置を含め支援すること
- (2) 追加被ばく線量年間 1 mSv 以下の目標の下、線量実態に応じ追加的除染を適宜実施するとともに、必要な経費については国の試算額を超えようとも確実に負担すること
また、帰還困難区域等にある農業用ため池等においても放射性物質対策事業を確実に実施できるよう第2期復興・創生期間後も事業が完了するまで必要な予算を確保すること
- (3) 原子力災害の影響を受けた福島県の森林を再生し、林業・木材産業の活性化や生活圏の環境保全を図るうえで欠かすことのできない「ふくしま森林再生事業」をはじめとした各種復興施策について、第2期復興・創生期間後も事業が完了するまで必要な予算を確保すること
- (4) 特定帰還居住区域を含めた今後発生する全ての除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入が完了するまで、安全・確実かつ円滑な輸送の実施に万全を期すこと

- (5) 福島県以外においては、未だに処分方法が示されていないため、小中学校等公共施設での除染で発生した除去土壌の現場保管が続いていることから、速やかに処分方法を明示するとともにそのための財政措置を講じること
- (6) 除去土壌の再生利用の実証実験にあたっては、安全を最優先として政府一体で取り組むとともに、国民の理解醸成を図ること
- (7) 2045年までの福島県外最終処分に向けて、全国民的な理解醸成活動をさらに推進するとともに、最終処分地の選定等の具体的な方針・工程を早期に明示すること

9. 被害の実態に見合った的確かつ迅速な損害賠償の実施

- (1) 中間指針第五次追補決定を踏まえ、追加賠償基準に基づく賠償請求手続について、混乱を生じさせることなく円滑に対応するとともに、指針で示されなかった項目や地域についても、相当因果関係がある損害と認められるものは、全て賠償の対象となるよう東京電力を指導すること
また、被災地の現状をしっかりと把握したうえで、「指針」の適時適切な見直しを行うこと
さらに、「原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）」が提示した「総括基準」や「和解仲介案」については、積極的に受け入れさせ、迅速な賠償を行うよう強く指導すること
- (2) 営業損害や風評被害の賠償については、被害者からの相談や請求に丁寧に対応するなど、事業者の立場に立った取り組みを東京電力に徹底させ、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること
- (3) 住民の安全・安心を守るため、地方公共団体が行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係が明らかであることから、最後まで確実に賠償させること
また、原発事故対応に要する職員人件費や原発事故によって生じた目的税はもとより普通税の減収分についても確実に賠償させること
更に、公共財物に関する損害については、町村等の意向を十分踏まえ、迅速に賠償させるとともに、インフラ資産等の取り扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応させること

北海道東北六県町村会協議会

会 長 北海道町村会長 棚 野 孝 夫

副会長 岩手県町村会長 鈴 木 重 男

監 事 青森県町村会長 小 又 勉

監 事 宮城県町村会長 齋 清 志

秋田県町村会長 松 田 知 己

山形県町村会長 鈴 木 浩 幸

福島県町村会長 宮 田 秀 利

